

保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について

■概要

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年度法律第29号)が施行され、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が令和7年10月1日より創設。

◆現状、背景

児童養護施設や障害者福祉施設、高齢者施設等については、職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組みが設けられているが、保育所等における虐待等への対応についても、同様の仕組みを設ける。

●改正内容

保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、次の規定を設ける。

- ・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
- ・都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
- ・都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
- ・都道府県による虐待の状況等の公表
- ・国による調査研究等

□対象施設・事業

【所管行政庁は市】

放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、家庭的保育事業、児童育成支援拠点事業、乳児等通園支援事業、

【所管行政庁は県又は国】

保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、児童自立生活援助事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、母子生活支援施設、児童館、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設

◇対応フロー

虐待の通報がされた場合、所管行政庁は、①～④等について、実施する必要がある。

- ① 情報収集・対応方針の決定（事業担当課）・事実確認（立入調査等）
- ② 虐待有無の判断・指導等の方針決定（事業担当課）
- ③ 安全確保措置の実施・子どもに対する支援（児童福祉法に基づく措置）
- ④ 児童福祉審議会等への報告（所管行政庁が市の事業、施設の場合は、鈴鹿市こども・子育て会議 鈴鹿市放課後児童クラブ等における虐待防止部会へ報告）

※①～④については、保育所等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（こども家庭庁・文部科学省 令和7年8月改訂）の考え方を参考に対応を進める。

※保育所のように、都道府県が所管行政庁となる一方で、市町村も子ども・子育て支援法に基づく指導監督権限を有している場合については、都道府県と市町村が連携して虐待への対応を行う。

○児童福祉審議会等への報告事項

（鈴鹿市放課後児童クラブ等における虐待防止部会への報告）

- ① 通報等がなされた保育所等の情報（名称、所在地、施設種別等）
- ② 虐待を受けた（又は受けたと思われる）子どもの状況（性別、年齢、その他心身の状況）
- ③ 確認できた虐待の状況（虐待の種別、内容、発生要因）
- ④ 虐待を行った施設職員等の氏名、年齢、職種
- ⑤ 所管行政庁において行った対応の内容
- ⑥ 虐待があった保育所等において改善措置が行われている場合にはその内容

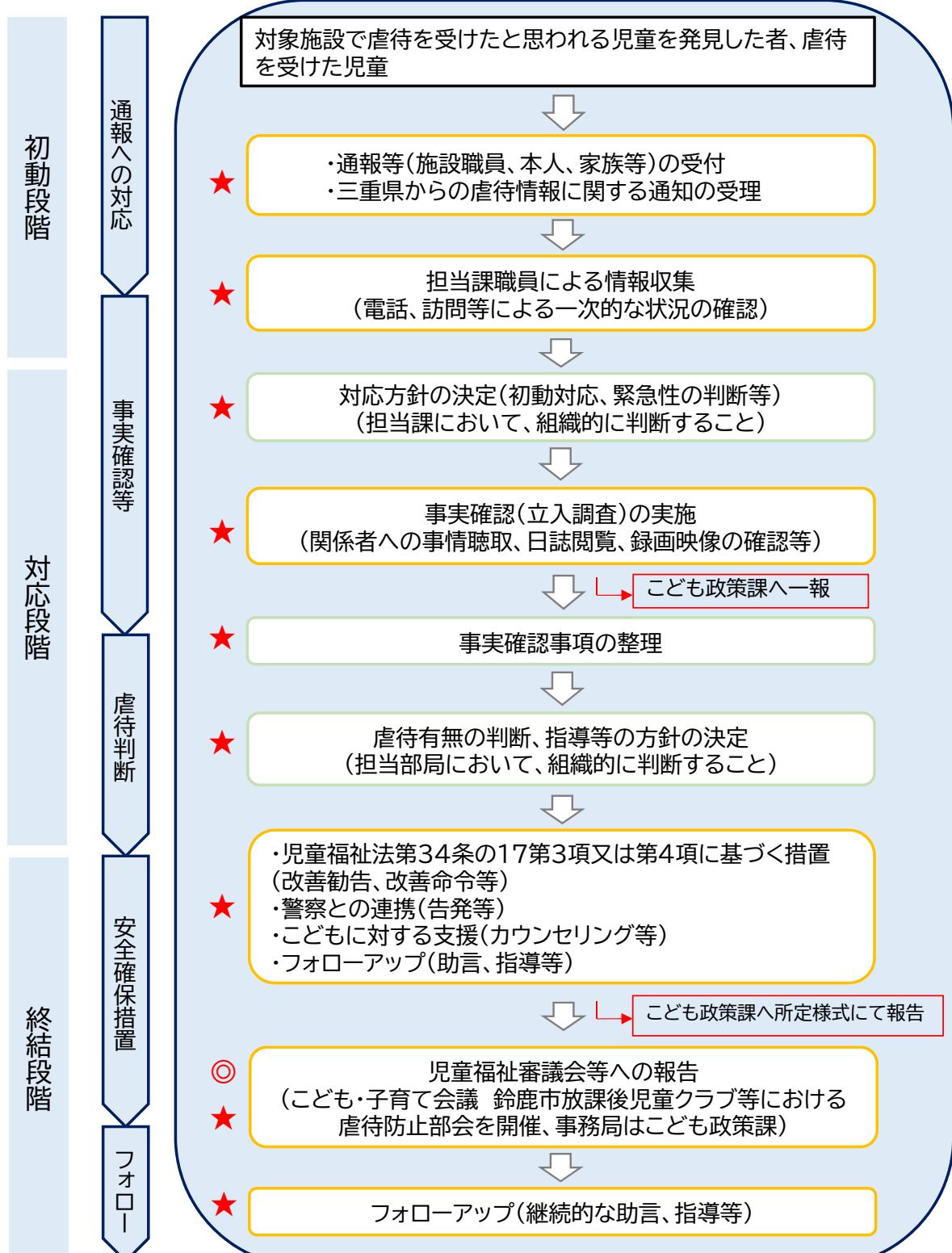
○ウェブサイトへの掲載・周知

「保育所等における虐待が疑われる事案に関する相談窓口」として、市が所管行政庁である事業、施設と担当課の連絡先情報を市ウェブサイトにて掲載

※虐待の情報が入った場合には、虐待通報等受理票を作成し、対応フローに則り各担当課にて対応すること

鈴鹿市が所管行政庁である事業・施設において 虐待が疑われる事案に関する対応フローチャート

対象：放課後児童健全育成事業（こども政策課）、子育て短期支援事業（こども家庭支援課）、乳児等通園支援事業（こども育成課）、家庭的保育事業（実施無し）、児童育成支援拠点事業（実施無し）



凡例 ★:事業担当課にて対応 ◎:こども政策課にて対応

※保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインを参考にしたフローチャートであるため、実際の対応はガイドラインを参考に担当課において進めること。

◎その他の対応

- ・保育所等における虐待が疑われる事案に関する相談窓口として、各担当課の連絡先を市ウェブサイトにて掲載
- ・毎年度実施される三重県からの調査についての取りまとめと提出（対応の詳細な内容については、担当課へ入力を依頼）

鈴鹿市放課後児童クラブ等における虐待防止部会への報告事項

①通報等がなされた施設・事業等の情報

施設・事業等名称	
施設・事業等の住所	
施設種別	

②虐待を受けた(又は受けたと思われる)子どもの状況(性別、年齢、その他心身の状況)

性別	男 · 女 · その他	年 齢	歳
その他心身の状況			

③確認できた虐待の状況(虐待の種別、内容、発生要因)

虐待の種別	
内容	
発生要因	

④虐待を行った施設職員等の氏名、年齢、職種

氏 名	年 齢	歳
職種		

⑤所管行政庁において行った対応(措置)の内容

所管行政庁の 対応(措置)内容	
--------------------	--

⑥虐待があつた施設・事業等において改善措置が行われている場合にはその内容

虐待があつた施設・事業等の改善措置内容	
---------------------	--

鈴鹿市こども・子育て会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鈴鹿市こども・子育て会議条例（平成25年条例第24号）第8条の規定に基づき、鈴鹿市こども・子育て会議（以下「会議」という。）の運営について必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 会議は公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、会議において公開しないと決めたときは、この限りではない。

(1)情報公開条例（平成13年鈴鹿市条例第29号）第7条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合

(2)会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる場合

2 会議の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(会議録)

第3条 会議を開いたときは、その概要について、会議録を作成しなければならない。

2 会議録は、原則として公開する。なお、公開にあたっては、個人情報の保護に留意するとともに前条第1項ただし書きに該当する事項は除く。

(部会)

第4条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(部会における準用)

第5条 第2条から前条までの規定は、部会の運営について準用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

鈴鹿市こども・子育て会議

鈴鹿市放課後児童クラブ等における虐待防止部会 委員一覧

氏名	所属
上田 ゆかり	鈴鹿大学/こども教育学部学部長
柴田 丈夫	鈴鹿市医師会/理事
藤井 さゆり	鈴鹿市民生委員児童委員協議会連合会/ 主任児童委員部長
吉田 崇秀	三重県鈴鹿児童相談所/家庭児童支援一課課長